

新たな土地改良長期計画の概要 (骨子案)

令和 7 年 5 月 1 9 日

農村振興局

MAFF

農林水産省

土地改良長期計画 目次

第1 土地改良事業の目的

第2 農業・農村をめぐる課題と土地改良事業の新たな視点

- 1 農業・農村をめぐる情勢及び課題
 - (1) 食料安全保障を取り巻く環境の変化
 - (2) 農業者の減少に伴う農業生産活動等への影響
 - (3) 農業生産基盤・農村インフラの脆弱化
 - (4) 自然災害リスクの増大
 - (5) 持続可能な環境配慮の主流化
 - (6) 農業・農村の多様性への配慮
 - (7) 建設業を取り巻く情勢の変化
- 2 土地改良事業の新たな視点

第3 土地改良事業の基本的な方向性と政策課題

- 1 土地改良事業の基本的な方向性
 - (1) 食料・農業・農村基本法の改正
 - (2) 食料・農業・農村基本計画の策定
 - (3) 土地改良法の改正
 - (4) 国土強靱化実施中期計画（素案）の策定
- 2 農業・農村に関する施策展開の考え方
～食と暮らしを支える水と土の未来のために～
- 3 本計画における政策課題
 - (1) 生産性向上等に向けた生産基盤の強化
 - (2) 農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保
 - (3) 増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靱化
 - (4) 農村の価値や魅力の創出

第4 政策課題を達成するための目標と具体の施策

- 1 政策課題と政策目標の枠組み
 - (1) 目標と具体の施策
 - (2) 成果の着実な達成に向けた土地改良事業の重点的・効果的な実施
- 2 目指す成果と達成に向けて講ずべき施策
 - (1) 政策課題1 生産性向上等に向けた生産基盤の強化
政策目標1 農地の集積・集約化及びスマート農業の推進に向けた基盤整備による生産コストの低減
政策目標2 国内の需要等を踏まえた生産の拡大
 - (2) 政策課題2 農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保
政策目標3 農業水利施設の戦略的な保全管理による持続的な機能確保
 - (3) 政策課題3 増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靱化
政策目標4 気候変動等により激甚化・頻発化する災害に対応した防災・減災対策の推進
 - (4) 政策課題4 農村の価値や魅力の創出
政策目標5 農村における所得の向上と雇用機会の創出、農村に人が住み続けられる生活環境の確保、多様な人材が関わる機会の創出

第5 大規模自然災害への対応

- 1 東日本大震災からの復旧・復興
- 2 令和6年能登半島地震と豪雨災害からの復旧・復興
- 3 大規模自然災害への備え

第6 計画の円滑かつ効率的な実施に当たって必要な事項

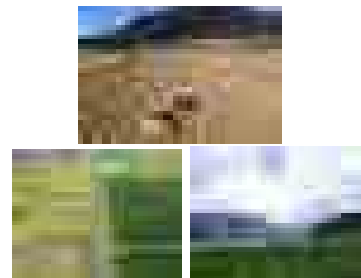
- 1 環境と調和のとれた持続可能な農業生産への対応
- 2 土地改良区の運営体制の強化
- 3 技術開発の促進と普及、人材の育成
- 4 入札契約の透明性、公平性及び競争性の向上と品質確保の促進
- 5 関連施策や関係団体との連携強化
- 6 国民理解の醸成

1 土地改良事業の目的

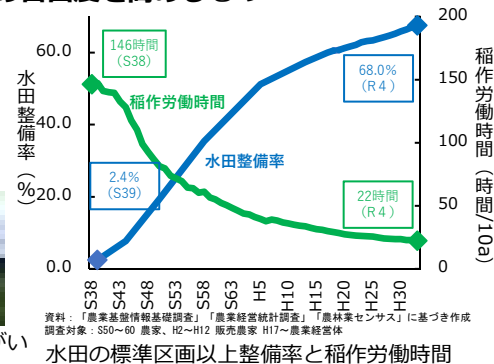
- 土地改良事業は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性の向上を促進するとともに、気候変動等による災害の防止又は軽減を図ることにより、農業生産活動が継続的に行われるようにするためのもの。
- さらに、農業生産基盤及び農村生活環境の整備・保全を通じて、国民に不可欠な食料を安定供給する基盤であるとともに、多様な地域住民が生活する場でもあり、多面的機能が発揮される場所である農村の振興にも大きな役割を果たしている。

農業生産性の向上

- ・農地の区画拡大、排水改良等により、農作業の機械化・省力化を可能とし、**労働生産性の向上**を実現
- ・水田の汎用化・畑地化、畑地かんがい施設等により、農作物の収量増加、品質向上、園芸作物への転換を可能とし、**土地生産性の向上**を図るなど、**生産の自由度を高めるもの**



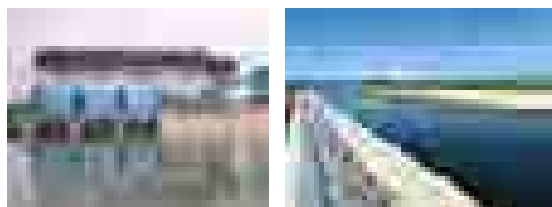
農地の区画拡大、汎用化、畑地かんがい施設等の整備



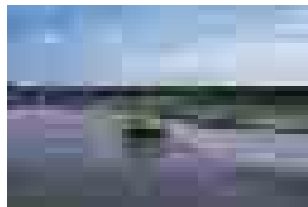
水田の標準区画以上整備率と稲作労働時間

排水条件の改善・湛水被害の抑制

- ・排水条件の改善や水田の乾田化により、農作業の機械化及び多様な農業経営を実現し、低平地における有効な土地利用を確保し、湛水被害を抑制することで、**農村の安全・安心な暮らしの確保に貢献**



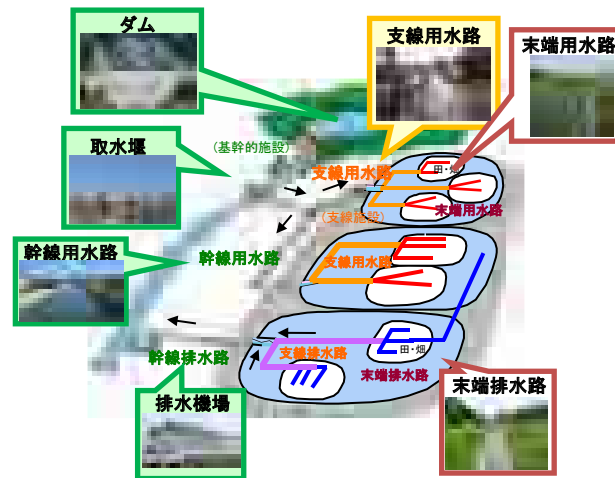
排水機場、排水路の整備



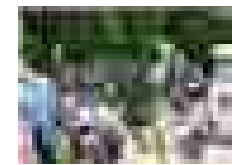
大区画ほ場における営農

安定的な農業用水の確保

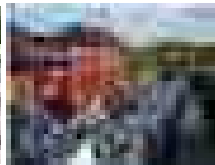
- ・農業水利施設は284万ha（全農地面積の2/3）に対し**安定的にかんがい用水を供給**



- ・国土の保全や健全な水循環の維持・形成に寄与
- ・地域用水機能を発揮



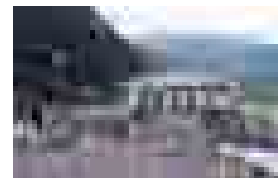
環境用水として活用
(親水空間の創出)



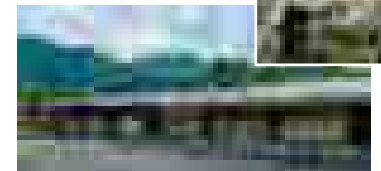
防火用水として活用

農村の振興

- ・基盤整備を契機とした6次産業化の取組等により、農村における**所得の向上及び雇用機会の創出**を実現
- ・農村インフラ（農道、農業集落排水施設等）の整備により、農村に人が住み続けられる環境を確保



農業集落排水、農道の整備

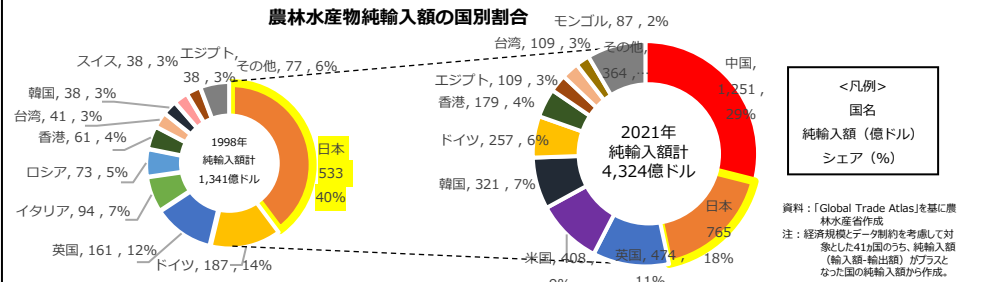


生産・販売施設（直売所・加工施設等）の整備

2-1 農業・農村をめぐる情勢及び課題

1 食料安全保障を取り巻く環境の変化

- 世界人口の増加、気候変動によって頻発化する異常気象により、食料需給が不安定化
- 食料の輸入価格は上昇し、安定的な輸入にも懸念



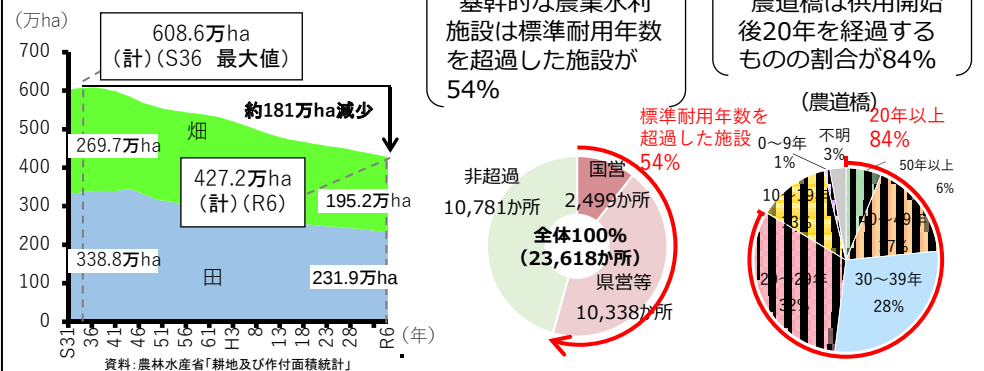
2 農業者の減少に伴う農業生産活動等への影響

- 基幹的農業従事者数は2000年の240万人から2024年の111万人に半減
- 農村人口の減少により集落による共同活動により支えられてきた農業生産活動への影響だけでなく、農村の地域社会の維持も懸念



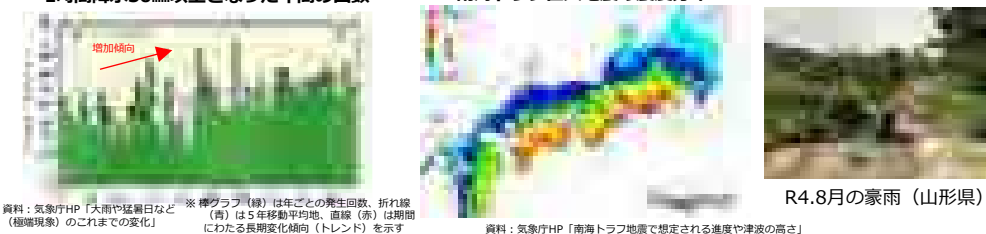
3 農業生産基盤・農村インフラの脆弱化

- 農地面積は、毎年約3万haずつ減少
- 農業水利施設・農村インフラの老朽化が進行



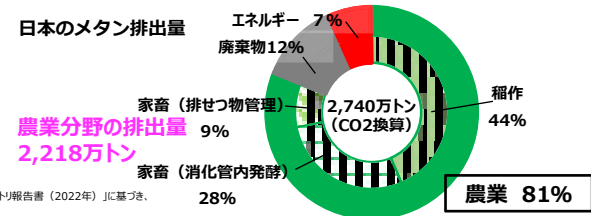
4 自然災害リスクの増大

- 集中豪雨の激甚化・頻発化
1時間降水50mm以上となった年間の回数
- 大規模地震による被災リスク
南海トラフ巨大地震の震度分布
- 農業用ため池の被災



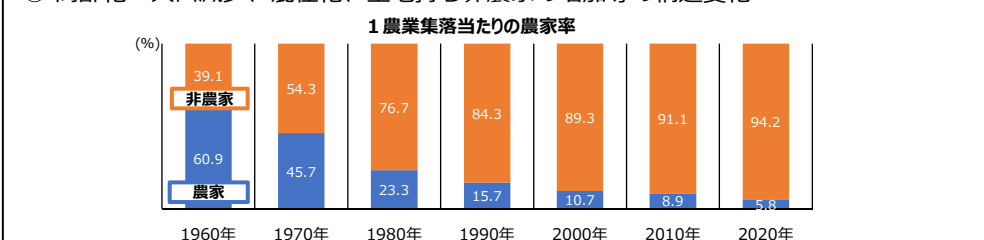
5 持続可能な環境配慮の主流化

- 温室効果ガスの発生、水質悪化等、農業による気候変動及び生物多様性への影響が懸念



6 農業・農村の多様性への配慮

- 経営形態・経営規模の多様化
- 高齢化・人口減少、混住化、土地持ち非農家の増加等の構造変化



7 建設業を取り巻く情勢の変化

- 働き方改革（令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用）
- 労務単価、建設資材の価格の上昇
- 従事者の高齢化 ⇒ 技能の継承、担い手の確保が必要
- 農村の人口減少・高齢化 ⇒ 農業水利施設等の維持管理への参加が必要
- 自然災害の激甚化・頻発化 ⇒ 迅速かつ的確な災害対応能力の強化が必要

2-2 土地改良事業の新たな視点

○ 農業者の減少、施設の老朽化、自然災害リスクの高まり等、我が国の農業・農村を取り巻く情勢を踏まえると、土地改良事業の実施に当たっては、これまで以上に新しい視点を取り入れていくことが求められる。



3 土地改良事業の基本的な方向性と政策課題

○ 改正基本法、新たな食料・農業・農村基本計画、改正土地改良法等を踏まえ、情勢変化が生じる状況においても、農業生産基盤の整備・保全を通じた生産性の向上、農業生産活動の継続的な実施、農村の振興等を図る。

食料・農業・農村基本法の改正	食料・農業・農村基本計画の策定
●食料安全保障の確保（新たに規定） ●環境と調和のとれた食料システムの確立（新たに規定） ●農業の持続的な発展 ＜基本理念＞生産性向上・付加価値向上・環境負荷低減により農業の持続的な発展が図られなければならない旨の追記 ＜基本的施策＞ 第29条 農業生産の基盤の整備及び保全 生産性の向上に加え、防災・減災を図ることにより農業生産活動が継続的に行われるようにすること等の追記 ●農村の振興 ＜基本理念＞地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨の追記 ＜基本的施策＞ ・第44条 農地の保全に資する共同活動の促進 ・第45条 地域の資源を活用した事業活動の促進 等が新たに規定	（土地改良事業の位置付け） 第4のⅠ 我が国の食料供給 2 食料自給力の確保 （3）農業の生産基盤の確保に向けた取組 ② 農業生産基盤の整備・保全 （4）生産性向上に向けた取組 ① 生産性向上に対応した基盤整備 ア スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備 イ 農業水利施設の戦略的な保全管理 ウ 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策
土地改良法の改正	国土強靱化実施中期計画（素案）の策定
●目的規定及び土地改良長期計画に関する規定 改正後の食料・農業・農村基本法の方方向性に即したものとする。 第1条 目的及び原則 土地改良法は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もつて農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。 ●所要の措置 ・申請によらない国等による基幹的な農業水利施設の更新事業の創設 ・土地改良区が地域の関係者と連携して行う農業水利施設等の保全に係る制度の創設 ・急施の事業への老朽化による事故及び再度災害を防止するための事業の追加 等	＜計画期間＞ 令和8年度から12年度までの5年間 ＜事業規模＞ おおむね20兆円強程度 ＜推進が特に必要となる施策＞ いづどこで発生してもおかしくない大規模自然災害に備え、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、おおむね20年から30年程度の期間を一つの目安として、国土強靱化のレベルを一段上の水準まで引き上げることが念頭に検討・設定 （土地改良事業関係の施策） ・防災重点農業用ため池の防災・減災対策の推進 ・「田んぼダム」等の取組の推進 ・農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策 等